

訪問介護重要事項説明書

様が利用しようと考えている指定訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 Ra-tel
代表者氏名	代表取締役 大久保 栄治
本社所在地 (連絡先)	大阪府四條畷市岡山東1丁目4番1-101号

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問介護サービス すずらん
介護保険指定 事業者番号	指定番号 2775701259
事業所所在地	大阪府四條畷市雁屋南町25番5-101号
連絡先 相談担当者名	TEL 072-381-2848 管理者 大久保 栄治
事業所の通常の 事業の地域	寝屋川市 枚方市 門真市 四條畷市 大東市 交野市 守口市
第三者評価の 実施状況	なし

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な介護サービスを提供する事を目的とする。
運営方針	要介護状態である利用者が、可能な限り居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営む事が出来る様に配慮し身体介護やその他生活全般にわたる援助を行う。 又、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者をはじめ保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携に努める。

(3) サービス提供可能な日と時間帯

営 業 日	年中無休
営 業 時 間	午前 8 時から午後 8 時までとする

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日 ただし、8 月 12 日から 8 月 15 日及び 12 月 29 日から 1 月 4 日までを除く
営 業 時 間	午前 9 時から午後 16 時 30 分までとする

(5) 事業所の職員体制

事業所の管理者	管理者 大久保 栄治
---------	------------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
サービス提供責任者	介護計画、職員の指導	1 名以上
訪問介護職員	介護サービス	1 名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
訪問介護計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。
身体 介 助	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く））の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いす等への移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
	自立生活支援のための見守りの援助	・ 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）を行います。

		- 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。）を行います。 - ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心に必要な時だけ介助）を行います。 - 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。） - 車いすでの移動介助を行って店に行き、利用者が品物を選べるように援助します。 - 洗濯物を一緒に干したり畳んだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り、声かけを行います。 - 認知症高齢者の方と一緒に冷蔵庫の中の整理を行い、生活歴の喚起を促します。
生活援助	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

（2）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居の家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他の利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

（3）提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について （利用者の負担割合による）

（1）提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

区分		基本単位	身体介護			
			利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	昼間	163	1,708 円	171 円	342 円	513 円
	早朝/夜間	204	2,137 円	214 円	428 円	642 円
	深夜	245	2,567 円	257 円	514 円	771 円
20分以上	昼間	244	2,557 円	256 円	512 円	768 円
30分未満	早朝/夜間	305	3,196 円	320 円	640 円	960 円
	深夜	366	3,835 円	383 円	766 円	1149 円

30分以上	昼間	387	4,055 円	406 円	812 円	1218 円
1 時間未満	早朝/夜間	484	5,072 円	507 円	1014 円	1521 円
	深夜	581	6,088 円	609 円	1,218 円	1,827 円
1 時間以上	昼間	567	5,942 円	594 円	1,188 円	1,782 円
1 時間 30 分未	早朝/夜間	709	7,430 円	743 円	1,486 円	2,229 円
満	深夜	851	8,918 円	891 円	1,782 円	2,673 円
1 時間 30 分以	昼間	82	859 円	86 円	172 円	258 円
上 30 分増す	早朝/夜間	103	1,079 円	108 円	216 円	324 円
ごとに	深夜	123	1,289 円	129 円	258 円	387 円
身体介護に引き続き生活援助を行った場合						
所要時間が 20 分から起算して 25 分を増すごとに、65 単位(195 単位を限度とする)を加算した単位数を算定する。						

生活援助						
区分		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
20 分以上 45 分未満	昼間	179	1,875 円	187 円	374 円	561 円
	早朝/夜間	224	2,347 円	235 円	470 円	705 円
	深夜	269	2,819 円	282 円	564 円	846 円
45 分以上	昼間	220	2,305 円	231 円	462 円	693 円
	早朝/夜間	275	2,882 円	288 円	576 円	864 円
	深夜	330	3,458 円	346 円	692 円	1,038 円

加算料金			
加算	加算内容	自己負担額 (負担割合別)	
介護職員 等処遇改 善加算Ⅲ	所定単位数の 182/1000 × 10.48	加算内容に 1 割 2 割 3 割	
初期加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合 (1 月当たり)	1 割	210 円
		2 割	420 円
		3 割	630 円

4 その他の費用について

① 交通費	次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。 なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。 (1) 事業所から片道 10 キロメートル未満 300 円 (2) 事業所から片道 10 キロメートル以上 500 円
-------	--

② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセル通知の時間によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12 時間前までにご連絡の場合	1 提供あたりの料金の 30%を請求いたします。
	1 時間前までにご連絡の無い場合 及び直前のキャンセル	1 提供あたりの料金の 80%を請求いたします。
※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用		利用者（お客様）の別途負担となります。

5 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求	ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに利用者負担額（1～3 割）を計算し利用月ごとに請求します イ 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 25 日までに利用者あてお届けします。
② 利用料、その他の費用の支払い	ア サービス提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の翌月末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）現金支払い イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡致しますので、保管をお願いします。

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払分をお支払いただくことになります。

6 担当ヘルパーの変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当ヘルパーの変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 大久保 栄治
	イ 連絡先電話番号 072-381-2848
	ファックス番号 072-381-9380
	ウ 受付日および受付時間 9：00～16：30

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
② 個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地及び電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	

9 事故発生時の対応について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険（株）
保険名	賠償責任保険

10 衛生管理等位

訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事務所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

1 1 苦情処理に関して

指定訪問介護（指定介護予防訪問介護）の提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所は、提供した指定訪問介護（指定介護予防訪問介護）に関し市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善をおこなうものとする。
- (2) 事業所は、提供した指定訪問介護（指定介護予防訪問介護）に係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行
- (3) う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

1 2 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 大久保栄治
虐待防止に関する責任者	管理者 大久保栄治

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③虐待防止のための指針の整備をしています。

③ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修（年 1 回以上）を実施しています。

1 3 業務継続計画の策定について

① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4 衛生管理等について

(1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

15 身体拘束等の原則の禁止

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行い、記録は完結の日より5年間保管します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

16 訪問介護サービス内容の見積もりについて

○このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお聞きした日常生活の状況や利用意向をもとに作成したものです

○契約締結後のサービス提供は、この内容に基づく「訪問介護計画」を作成の上で実施しますが、状況の変化、意向の変動などにより、内容変更を行うことも可能です。

- (1) サービス提供責任者（訪問介護計画作成者）

氏 名 _____

- (2) 提供予定の訪問介護の内容と料金

※訪問介護計画書参照

曜日	訪問時間帯	サービス 区分・種類	サービス 内容	介護保険 適用有無	料 金	利 用 料
週						
回						
週						
回						

1 週あたりの利用料（見積もり）合計額	円
---------------------	---

(3) その他の費用

①交通費の有無	（有・無の別を記載）サービス提供 1 回あたり…（金額）
②キャンセル料	重要事項説明書 4－①記載のキャンセル料となります。
③光熱水費	利用者（お客様）の別途負担となります。

(4) 1 ヶ月あたりの利用者負担額（利用料とその他の費用の合計）のめやす

利用者負担額のめやす額	¥	円
-------------	---	---

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払は、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

1 7 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価実施の有無	有 ・ 無	実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	評価結果の開示状況	有 ・ 無	

1 8 サービス提供に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 株式会社 Ra-tel	所在地 四條畷市岡山東 1 丁目 4 番 1-101 号 電話番号 072-813-0855 受付時間 9：00～16：30
【市町村の窓口】 四條畷市高齢・福祉課	所在地 四條畷市中野本町 1-1 電話番号 072-877-2121 （代） 受付時間 9：00～17：30
【市町村の窓口】 大東市高齢介護室介護保険グループ	所在地 大東市谷川 1 丁目 1-1 電話番号 072-872-2181 （代） 受付時間 9：00～17：30
【市町村の窓口】 寝屋川市高齢介護室	所在地 寝屋川市本町 1-1 電話番号 072-824-1181 （代） 受付時間 9：00～17：30
【市町村の窓口】 守口市高齢介護課	所在地 守口市京阪本通り 2-5-5 電話番号 06-6992-1221 （代） 受付時間 9：00～17：30
【市町村の窓口】 門真市高齢福祉課	所在地 門真市中町 1-1 電話番号 06-6902-6176 受付時間 9：00～17：30
【市町村の窓口】 枚方市健康寿命推進室・介護保険課	所在地 枚方市大垣内町 2-1-20 電話番号 072-841-1221 （代） 受付時間 9：00～17：30

【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町 1-3-8 電話番号 06-6949-5418 (代) 受付時間 9:00~17:00
-----------------------------	---

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年
-----------------	------

事業者	所在地	四條畷市岡山東1丁目4番1-101号
	法人名	株式会社 Ra-tel
	代表者名	大久保 栄治
	事業所名	訪問介護サービス すずらん
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印